

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】 (水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
1	熊本県知事	熊本県水俣市の女性	水俣病認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成29年2月27日付けで認定をしない旨の処分をしたため、同年3月21日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、一般に、チソソによるアセトアルデヒド製造が中止されてメチル水銀の新たな排出がなくなり、漁業関係者も含む水俣市民の頭髪水銀濃度の測定結果等から、地域住民において水俣病を発症する可能性のあるレベルの持続的メチル水銀ばく露がなくなったとされる時期以降に出生しており、水俣病を発症するレベルのメチル水銀にばく露したのとは考えられない。</p> <p>請求人は、手足のしびれや手先の感覚がない旨を訴えるが、公的検診では四肢末端痛覚のみの低下が認められるにとどまる上、末端よりも中枢がより低下していることなどから、水俣病の感覚障害とは認められず、小脳性運動失調、中心性視野狭窄、中枢性眼球運動障害、中枢性聴力障害はいずれも認められない。公的検診で左右上肢の振戦が認められたが、当時服用していた処方薬の影響が考えられ、左右差があることから、水俣病に起因する障害とは認められず、請求人が訴える頭痛、めまい、からす曲がりについても、水俣病に起因するとは認められない。</p> <p>以上によれば、請求人は、水俣病に罹患したものとはいえない。よって原処分は相当である。</p>
2	新潟市長	新潟県阿賀野市の男性(承継人)	水俣病認定	<p>棄却</p> <p>本件は、実母が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成29年1月29日付けで認定をしない旨の原処分をしたため、同年4月14日付けで審査請求をしたものの、実母が死亡したことから、子が葬祭を行う者として審査請求手続を承継した事案である。</p> <p>実母は、阿賀野川流域で生まれ育ち、夫は農業の傍ら漁業にも従事し救済法に基づき水俣病の認定を受けているが、昭和46年に実施された追加検診の際には、川魚を多食したとは述べていない上、阿賀野川の汚染状況、川魚の摂取規制等に照らすと、有機水銀に汚染された川魚を多食したとまでは認められないから、水俣病を発症するに足りる相当程度のばく露はあったとはいえない。</p> <p>また、ばく露があつてから40年経っても感覚障害はなく、その後、しびれは1年半で急速に悪化し、触痛覚は脱失とされるが、日常生活に支障があるともされていないから、有機水銀に対するばく露の結果として感覚障害があつたとはいえない。他方で、頸椎及び腰椎には、骨粗鬆症、圧迫骨折、変形性脊椎症などの加齢性変化が目立つから、ばく露の結果としての感覚障害があつたとは認められない。その他、求心性視野狭窄は評価不能であるが、小脳性運動失調、平衡機能障害、中枢性眼球運動障害、中枢性難聴は認められない。</p> <p>以上によれば、実母は、水俣病に罹患したものとはいえない。よって、原処分は相当である。</p>
3	新潟県知事	新潟県阿賀野市の男性	水俣病認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が水俣病に罹患した旨の認定を求めたが、処分庁が平成29年1月19日付けで認定をしない旨の原処分をしたため、同年4月14日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>請求人は、阿賀野川流域で生まれ育ち、実父は農業の傍ら漁業にも従事し、救済法に基づき水俣病の認定を受けており、少なくとも、新潟水俣病が公表され、阿賀野川産の川魚の危険性が周知され、摂取規制等の行政指導等がされる昭和40年6月頃までは、有機水銀に汚染された川魚を摂取し、通常を一定程度上回る有機水銀に対するばく露があつたことは否定できないが、それ以降は、阿賀野川の汚染状況、阿賀野川産川魚の摂取規制等に照らすと、有機水銀に汚染された川魚を多食したとまでは認められない。</p> <p>請求人は、手足のしびれを訴えるが、それがはっきりと自覚されるのは、ばく露があつたとされる時期から約30年以上も経過してからであつて、しかも、しびれは、限局的なもので、水俣病に由来するものとは考えられない。また、公的検診等における検査所見では、感覚障害がまったく認められないときと、はっきり認められるときがあつて、所見の変動という範囲を超え、その症状の推移が短期間に生じ、自覚的所見とも乖離するものであることなどから、有機水銀中毒によるものとは考えられない。他方で、変形性脊椎症(頸椎及び腰椎)があり、特に、頸椎の状態からは、腕神経叢への影響が考えられるから、しびれ等は、その影響による可能性はある。その他、小脳性運動失調、平衡機能障害、中枢性眼球運動障害、中枢性難聴は認められない。</p> <p>以上によれば、請求人は、水俣病に罹患したものとはいえない。よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
4	独立行政法人 環境再生保全機構	奈良県生駒郡斑鳩町の女性 (承継人)	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人の亡夫が石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった旨の認定を申請したが、処分庁が令和2年11月4日付けで決定をしない旨の処分をしたため、令和3年2月2日付けで審査請求をし、その後死亡したため、配偶者である請求人が審査請求を承継した事案である。</p> <p>亡夫は、約11年2か月間、石綿製品製造工場内でボイラー技士として稼働していたと認められ、大量の石綿ばく露の可能性は否定できないが、画像所見では、石灰化した胸膜プラークは認められたものの、びまん性胸膜肥厚の所見は認められず、呼吸機能検査結果から、著しい呼吸機能障害は認められるものの、びまん性胸膜肥厚以外の病態若しくは疾患によるものと考えられる。</p> <p>したがって、亡夫は石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとは認められない。</p> <p>よって原処分は相当である。</p>
5	独立行政法人 環境再生保全機構	名古屋市の女性	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、未申請死亡者である亡夫が石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に起因して死亡した旨の認定を申請したが、処分庁が令和3年3月4日付けで認定しない旨の処分をしたため、同年6月2日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>亡夫は、約32年間、ビル等の建築、改装、解体作業等に従事したことが認められる上、提出された剖検標本において、石綿小体が、1標本あたり4～5本見られることから、大量の石綿ばく露の可能性はあり、また、提出された肺機能検査結果から、著しい呼吸機能障害があったと認められる。</p> <p>しかしながら、画像所見では、胸膜直下の小葉中心性粒状影や胸膜直下線状影などの所見はなく、石綿肺としての特徴的な所見に乏しく、慢性間質性肺炎と考えられ、剖検標本における病理所見では、細気管支周囲など炭粉沈着のみられる領域に線維化が強くみられ、臓側胸膜には変化が乏しく、線維化組織内には、線維芽細胞が多数みられ、活動性の所見を示していることから、石綿肺とは判定できない。</p> <p>著しい呼吸機能障害は、石綿肺以外の疾患（慢性間質性肺炎または非石綿粉塵じん肺）によるものと考えられる。</p> <p>したがって、亡夫は、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかっていたとは認められない。</p> <p>よって原処分は相当である。</p>
6	独立行政法人 環境再生保全機構	岐阜県羽島市の女性	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が、未申請死亡者である亡夫が石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に起因して死亡した旨の認定を申請したが、処分庁が令和3年9月8日付けで決定をしない旨の処分をしたため、同年11月27日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>亡夫は、約58年間にわたり、石綿取扱い工場の近隣に居住していた事実が認められ、大量の石綿ばく露の可能性は否定できない。</p> <p>しかしながら、画像診断では、石灰化した胸膜プラーク所見は認められるものの、びまん性胸膜肥厚は認められなかった。請求人が提出した診断書に胸膜肥厚がある旨の記載はあるものの、亡夫の入通院先の医療記録でも、画像所見として、胸膜プラークの記載はあるものの、びまん性胸膜肥厚の記載は見当たらなかった。</p> <p>亡夫について、呼吸機能検査も動脈血ガス検査もなされておらず、呼吸機能障害の有無については判断できないといわざるを得ない。</p> <p>したがって、亡夫が著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかっていたとは認められない。</p> <p>よって原処分は相当である。</p>
7	独立行政法人 環境再生保全機構	東京都練馬区の男性	中皮腫 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が亡妻が石綿を吸入することによって中皮腫にかかった旨の認定を受ける者であったとの決定を申請したが、処分庁が令和3年12月7日付けで決定をしない旨の処分をしたため、令和4年1月20日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>当審査会の病理診断においては、免疫染色の結果から、中皮の陽性マーカーであるcalretininが陽性、D2-40とWT-1が陰性、Thrombomodulin陽性、EMA一部陽性、陰性マーカーであるCEAは陽性で、サイトケラチンはAE1/AE3、CK7が陽性、CK5/6がごく一部陽性でCK20は陰性、また、BAP1とMTAPが陽性で癌腫の陽性マーカーであるclaudin4が陽性であることから、中皮腫とは判定できず、分化傾向の明瞭ではない肺の非小細胞癌が疑われ、画像診断においても、右下葉S6の肺癌と右肺門リンパ節転移、右胸膜播種とされているから、中皮腫とは認められない。したがって、亡妻が中皮腫にかかったとは認められない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】（続き）

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び申請の内容	裁決の概要
8	独立行政法人 環境再生保全機構	福岡県糸 島市の男 性	著しい呼吸機能 障害を伴うびまん性胸膜肥厚 決定	<p>棄却</p> <p>本件は、請求人が亡父が石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった旨の認定を受ける者であったとの決定を申請したが、処分庁が令和4年1月18日付けで決定をしない旨の処分をしたため、同年3月11日付けで審査請求をした事案である。</p> <p>亡父は、約50年以上にわたり、船舶の内装造作業務に従事し、石綿の吹付けや石綿を含む建材を取り扱っていたから、大量の石綿ばく露の可能性は否定できないが、画像所見では、びまん性胸膜肥厚は認められず、呼吸機能検査等の結果では、著しい呼吸機能障害は認められるものの、他の病態あるいは疾患によるものと考えられる。したがって、亡父は、石綿を吸入することによって著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかったとは認められない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p>